

排出量取引制度 移行計画作成マニュアル



経済産業省

目 次

第Ⅰ部	総論	2
第1章	はじめに	2
1. 1	本マニュアルの目的	2
1. 2	本マニュアルの対象	2
1. 3	本マニュアルの構成	2
第2章	基本的事項	2
2. 1	前提となる考え方	2
2. 2	ERMS について	2
2. 3	届出との関係	3
2. 4	密接関係者と一体での提出	3
2. 5	移行計画の公表までの流れ	3
第Ⅱ部	各論	4
第1章	移行計画の作成	4
1. 1	記載事項	4
1. 2	記載要領	4
1. 3	(参考) 記載例	10
第2章	移行計画の提出	13
2. 1	提出先	13
2. 2	提出期限	13
第3章	提出後の対応	13
3. 1	提出完了の確認	13
3. 2	差戻し	13
第4章	移行計画の公表	13
4. 1	対象項目	13
4. 2	公表場所	14

第 I 部 総論

第 1 章 はじめに

1. 1 本マニュアルの目的

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「GX 推進法」又は条文を示す際は「法」という。）は、排出量取引制度について、CO₂の年度平均排出量が政令で定める量（10 万 t-CO₂）以上の事業者を対象としている。法第 33 条第 1 項の規定に基づき、当該事業者が届出を行うことにより脱炭素成長型投資事業者（以下「制度対象者」という。）となった場合には、法第 73 条第 1 項の規定に基づき、移行計画を作成し、経済産業大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。また、法第 73 条第 2 項の規定に基づき、経済産業大臣及び事業所管大臣は、提出された移行計画を公表することとしている。

上記を踏まえ、本マニュアルでは、制度対象者が移行計画を作成及び提出する際の一助となることを目的に、移行計画の記載方法や提出方法等の手順等について解説する。

1. 2 本マニュアルの対象

1. 1 に記載のとおり、制度対象者は、移行計画の作成及び提出が義務づけられている。したがって、制度対象者は、本マニュアルを参照されたい。

1. 3 本マニュアルの構成

本マニュアルは、目的や対象、基本的事項について整理した総論と、移行計画の記載要領や提出方法、公表対象となる項目等について解説した各論に大別される。

第 2 章 基本的事項

2. 1 前提となる考え方

移行計画は、組織境界を任意で設定せず、事業者単位で作成及び提出をすること（密接関係者との一体での提出については、本章の 2. 4 を参照すること。）。

また、移行計画を提出する際、登録確認機関等の第三者による確認や自社の機関決定は必要としていない。

2. 2 ERMS について

移行計画の作成及び提出は、原則として、ERMS（排出量取引管理システム）にて行う。

移行計画の確認や修正等の基本的な操作方法は、ERMS のシステム操作マニュアル¹を参照すること。

¹ URL は追って掲載

2. 3 届出との関係

1. 1に記載のとおり、制度対象者に、移行計画の作成及び提出が義務づけられていることから、移行計画は法第33条第1項の届出を行った後に提出が可能となる。

提出期限（毎年度9月30日まで）が届出と同じであることに留意し、期限までの提出ができるよう、余裕を持って対応すること。

2. 4 密接関係者と一体での提出

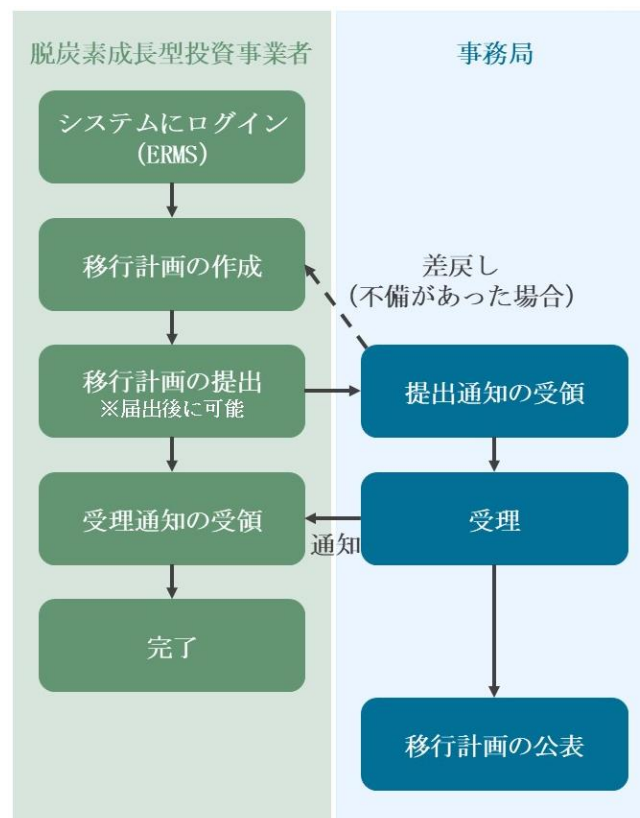
法第33条第4項の規定により、制度対象者は、密接関係者と一体的に脱炭素成長型投資経済構造への円滑な移行に資する投資を行うときは、当該密接関係者と共同で届出をすることができる。その場合、密接関係者のCO₂排出量を、届出をしようとする事業者（以下「届出義務者」という。）の排出量とみなして、移行計画を作成する必要がある。

届出義務者が移行計画を作成するに当たっては、後述するCO₂排出量の目標や投資計画等の各項目において、当該密接関係者を含める形で作成すること（当該密接関係者は個別に作成しない。）。

2. 5 移行計画の公表までの流れ

移行計画の公表までの流れは、図1のとおり。

図1 フロー図



第Ⅱ部 各論

第1章 移行計画の作成

1. 1 記載事項

移行計画における記載事項は表1のとおり。

表1 記載事項

記載項目
I 二酸化炭素の排出量に関する事項
1. 前年度の二酸化炭素の排出量
2. 二酸化炭素の排出量の目標
II 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画
1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果
2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容
3. その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項
4. 前年度の計画との比較（※前年度から変更がある場合のみ。）

1. 2 記載要領

各項目の記載すべき内容について、以下解説する。

※画面イメージは、本マニュアルの作成時点のものであるため、実際のシステム画面と異なる可能性があることに留意。

I 二酸化炭素の排出量に関する事項

1. 前年度の二酸化炭素の排出量

1. 前年度の二酸化炭素の排出量

① 直接排出量 ※必須	② 間接排出量 ※必須	③ 合計量 編集不可
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
tCO ₂	tCO ₂	tCO ₂

<解説>

① 直接排出量 (t-CO₂)

前年度の事業者全体のCO₂の直接排出量（他者に供給した電気・熱の生成に伴う排出も含む。以下同じ。）を入力する。

※ 本制度で活用可能な国内・海外認証排出削減量（J-クレジット及びJCMクレジットのことを指す。以下「クレジット」という。）を反映した排出量を報告してもよい²（以下④において同じ。）。

※ なお、法第35条に基づく排出実績量の報告では、実排出量の10%を上限に、調達した国内・海外認証排出削減量を無効化し控除することが可能だが、移行計画では無効化量の上限は設けない（以下②及び④、⑤において同じ。）。

② 間接排出量（t-CO₂）

前年度の事業者全体のCO₂の間接排出量（他者から供給された電気・熱の使用に伴う排出量のことをいう。以下同じ。）を入力する。

※ 本制度で活用可能な国内・海外認証排出削減量や、SHK制度で活用可能な非化石電源二酸化炭素削減相当量及びグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（以下「証書」という。）を反映した排出量を報告してもよい²（以下⑤において同じ。）。

③ 合計量（t-CO₂）

①及び②の合計量が自動で入力される（入力不要）。

2. 二酸化炭素の排出量の目標

2. 二酸化炭素の排出量の目標

2026年度	④	⑤	⑥
直接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	間接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	合計量 編集不可 <input type="text"/> tCO ₂	
2027年度 直接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	間接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	合計量 編集不可 <input type="text"/> tCO ₂	
2028年度 直接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	間接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	合計量 編集不可 <input type="text"/> tCO ₂	
2029年度 直接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	間接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	合計量 編集不可 <input type="text"/> tCO ₂	
2030年度 直接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	間接排出量 ※必須 <input type="text"/> tCO ₂	合計量 編集不可 <input type="text"/> tCO ₂	⑦ 削減率 編集不可 <input type="text" value="0"/> %

² クレジットや証書の無効化量を排出量から控除する場合のことであって、クレジットや証書を移転している場合には、移転量を加算すること。また、同じクレジットや証書を直接排出量と間接排出量のいずれにも反映することはできない。

<解説>

④ 直接排出量 (t-CO₂)

各年度の事業者全体の CO₂ の直接排出量の目標を入力する (過年度分の入力は不要。)

⑤ 間接排出量 (t-CO₂)

各年度の事業者全体の CO₂ の間接排出量の目標を入力する (過年度分の入力は不要。)

⑥ 合計量 (t-CO₂)

①と②の合計量が自動で入力される (入力不要)。

⑦ 削減率 (%)

自動で算出されるため、入力不要。削減率は、制度対象初年度の移行計画 I の 1. に記載した前年度の CO₂ の排出量を基準とし算出され、制度対象外となるまで当該削減率が表示される。一度制度対象外となり、再度制度対象となった場合は、以下の例 2 のように削減率が更新される。

例 1) 2026 年度から制度対象者となった場合

2025 年度比の削減率が算出される。

例 2) 2026 年度及び 2027 年度は制度対象、2028 年度は制度対象外、2029 年度以降に再び制度対象となった場合

2026 年度及び 2027 年度に提出する計画は 2025 年度比の削減率、2029 年度以降に提出する計画は 2028 年度比の削減率が算出される。

II 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画

1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果

1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果

投資計画1

内容 ⑧

50字以内で記入してください。

該当する工場等 ⑨

50字以内で記入してください。

⑩

着手時期 完了時期

☐ yyyy/mm/dd ☐ yyyy/mm/dd

⑪ 排出削減効果 tCO₂/年

⑫ 新規追加

+ 追加

<解説>

⑧ 内容

前項の I の 2. に記載した目標の達成のための手段として実施する投資計画の内容（投資の概要及び金額の規模）について記載する。

⑨ 該当する工場等又は輸送手段

当該投資計画の対象となる工場や事業場の名称又は輸送手段を記載する。

⑩ 着手時期・完了時期

当該投資計画に基づき実施する設備等の新設・改造等に着手した（又は着手予定の）年月、新設・改造等が完了して稼働を開始した（又は稼働開始予定の）年月をそれぞれ選択する。

⑪ 排出削減効果（t-CO₂/年）

当該投資計画における CO₂ の排出量の削減見込み量を入力する。

⑫ 新規追加

前年度（前年度に制度対象外だった場合は、直近過年度）に作成した移行計画から新たに追加された計画に、自動でチェックが入る（操作不要）。

2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容

GX 関連の研究開発に係る追加割当てを受ける場合には、当該追加割当ての裏付けとなる研究開発投資に関する事項と同様の内容について記載すること（GX 関連技術分野の研究開発に係る追加割当ての概要等については、排出目標量等算定マニュアルの第 3 章を参照すること。）。

2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容

研究開発1

出願番号・GX技術区分又はGI基金のプロジェクト名 ⑬

50字以内で記入してください。

内容 ⑭

50字以内で記入してください。

研究開発費用 ⑮

円

+ 追加

<解説>

⑬ 出願番号・GX 技術区分又は GI 基金のプロジェクト名

GX 関連技術分野の研究開発に係る追加割当ての適用を受けようとする事業者のうち、研究開発特許情報に基づいて割当てを受けようとするものについては、前年度に実施した研究開発の内容を示すものとして、特許庁の特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に登録されている出願番号及び GX 技術区分を記載する。グリーンイノベーション基金補助金をもとに割当てを受けようとするものについては、前年度に実施したプロジェクト名を記載する。上記に該当しない場合は、「—」とし、以降は空欄とする。

⑭ 内容

研究開発投資の内容について記載する。

⑮ 研究開発費用（円）

GX 関連技術分野の研究開発に係る追加割当ての算定根拠となった研究開発費を入力する。グリーンイノベーション基金補助金を活用した研究開発の場合は、補助額を除いた自己負担額のみ入力する。

3. その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項

3. その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項 ⑯

1,000字以内で記入してください。

0 / 1000

<解説>

⑯ 自社において策定した中期経営計画やサステナビリティレポートなど、カーボンニュートラルの達成に向けた計画等について記載した文書の公表 URL を貼付し、当該計画等の該当ページを記載する。また、GX 関連技術分野の研究開発に係る追加割当てを受ける場合は、当該研究開発の取組状況の記載箇所を示すこと。（電子媒体の資料を提出したい場合は、移行計画登録画面の「5. 添付資料」に資料を添付し、当該計画等の該当ページを記載する。）

※ 親会社がグループ全体の計画等を策定しているなど、自社で計画等を策定していない場合は、親会社が策定している計画等について記載する。

※ 密接関係者と一体で提出する場合は、公表文書の対象となる組織境界に当該密接関係者が含まれていることがわかるよう、公表文書における該当ページを記載する。

4. 前年度の計画との比較

本項目は、前年度（前年度に制度対象外だった場合は、直近過年度）に作成した移行計画のⅡの1.に記載した計画のうち、変更又は削除することとなった計画がある場合のみ記載する。

4. 前年度の計画との比較

前年度比較1

変更又は削除した計画の内容 ⑰

50字以内で記入してください。

該当する工場等 ⑱

50字以内で記入してください。

変更又は削除 ⑲

- なし
 変更
 削除

変更又は削除した理由等 ⑳

400字以内で記入してください。

0 / 400

+ 追加

<解説>

⑰ 変更又は削除した計画の内容

前年度（前年度に制度対象外だった場合は、直近過年度）に作成した移行計画のⅡの1.に記載した計画のうち、変更又は削除した計画の内容を記載する。

⑱ 該当する工場等又は輸送手段

該当する工場や事業場の名称又は輸送手段を記載する。

⑲ 変更又は削除

変更又は削除のいずれかを選択する。

⑳ 変更又は削除した理由等

変更又は削除した理由を記載する。変更の場合は計画の変更点を記載する。

1. 3 (参考) 記載例

※あくまで記載例であり、必ずしも実態に合った計画の内容となっているわけではない。

※画面イメージは、本マニュアルの作成時点のものであるため、実際のシステム画面と異なる可能性があることに留意。

I (略)

II 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画

1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果

II 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画

1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果

投資計画1

内容
50字以内で記入してください。

高効率ボイラーの導入【2,500万円】

該当する工場等
50字以内で記入してください。

本社工場

着手時期 **完了時期** **排出削減効果** **新規追加**

📅 2026/07/01 📅 2028/01/31 800 tCO2/年

+ 追加

実施事項・投資規模（金額）を簡潔に記載する（以下同じ）

複数ある場合は、「追加」ボタンを押す

投資計画2



内容

50字以内で記入してください。

高効率コージェネレーションへの更新【2億円】

該当する工場等

50字以内で記入してください。

第一工場

着手時期

📅 2027/04/01

完了時期

📅 2028/03/31

排出削減効果

2,500 tCO2/年

新規追加



投資計画3



内容

50字以内で記入してください。

化石燃料専焼からアンモニア混焼設備（10%混焼）への転換【3億円】

該当する工場等

50字以内で記入してください。

第二発電所

着手時期

📅 2028/02/01

完了時期

📅 2029/10/31

排出削減効果

1,500 tCO2/年

新規追加



投資計画4



内容

50字以内で記入してください。

SAF（2%混合）の導入【3.5億円】

該当する工場等

50字以内で記入してください。

航空機

着手時期

📅 2028/04/01

完了時期

📅 2029/03/31

排出削減効果

50,000 tCO2/年

新規追加



2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容
<特許情報（特許庁が公表するGX技術区分に係る研究開発）の場合>

2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容

研究開発1

出願番号・GX技術区分又はGI基金のプロジェクト名
50字以内で記入してください。

出願番号：特願0000-000000、GX技術区分：gxE01a

内容
50字以内で記入してください。

低エネルギー固体吸収材の性能向上に関する研究開発

研究開発費用

8,000,000,000 円

+ 追加

出願番号とGX技術区分
どちらも記載する

簡潔に記載する（以下同じ）

複数ある場合は、
「追加」ボタンを
押す

<グリーンイノベーション基金補助金に係る研究開発の場合>

研究開発2

出願番号・GX技術区分又はGI基金のプロジェクト名
50字以内で記入してください。

GI基金：水素発電技術の実証

内容
50字以内で記入してください。

水素発電時の安定性及び環境性能の評価等に関する実証

研究開発費用

15,000,000,000 円

プロジェクトの正式名
称を記載する

自己負担額のみ記載する

3. その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項

3. その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項

1,000字以内で記入してください。

(計画等の公表URLを貼付する)

カーボンニュートラルの達成に向けた計画：P.25～P.30
密接関係者に関する記載：P.57～P.58

密接関係者と一体で提出する場合は、当該密接関係者が組織境界に含まれていることがわかるページ数を記載する

4. (略)

第2章 移行計画の提出

2. 1 提出先

経済産業大臣及び事業所管大臣（アカウント開設時及び工場等情報登録時において登録したすべての事業所管大臣）に提出される。

2. 2 提出期限

毎年度9月30日までに完了すること（厳守）。

なお、ERMS上で移行計画の提出の操作を行った場合でも、記載内容の漏れなどがあり、法令上求められている事項を満たしていない場合は、移行計画の提出が完了していないと見做される可能性がある。したがって、内容の不備により、差戻しがあった場合でも、確実に期限までの提出ができるよう、余裕を持って対応すること。

第3章 提出後の対応

3. 1 提出完了の確認

ERMSを通じて、受理通知を受けた場合は、ERMSにログインし、ステータスが「受理」になっていることを確認する。これをもって、移行計画の対応が完了となる。

3. 2 差戻し

ERMSを通じて、差戻し通知を受けた場合は、ERMSにログインし、差戻し理由を確認の上、速やかに対応すること。

第4章 移行計画の公表

4. 1 対象項目

以下の記載項目のうち、Iの1.及び2.（2030年度の目標のみ）、IIの2.及び3.の内容を個社ごとに公表する。

(再掲) 表1 記載事項

記載項目
I 二酸化炭素の排出量に関する事項
1. 前年度の二酸化炭素の排出量
2. 二酸化炭素の排出量の目標
II 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画
1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画

の内容及び期待効果
2. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容
3. その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項
4. 前年度の計画との比較（※前年度から変更がある場合のみ。）

4. 2 公表場所

毎年度、経済産業省及び事業所管省庁のHPに公表する。